

2026 年 3 月 25 日

2026 年度 JWTA 次世代育成強化指定選手 選考規程

1. JWTA 次世代育成強化指定選手の選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下「JWTA」という)は、世界国別選手権 World Team Cup (以下「WTC」という) ジュニアの部で優秀な成績を収め、将来的にナショナルチーム(※)の牽引を期待できる選手を育成することを第一の目的とし、当該 JWTA 次世代育成強化指定選手選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、選考基準を以下に提示する(*JPC 次世代アスリート育成強化事業選手選考規程を兼ねる)。

※ナショナルチームとは、強化指定選手及び JWTA 強化スタッフの中から選出・選考され、国を代表して国際大会及び国際試合に出場する選手・スタッフで構成されたチームのこと

2. 選考の要件

- ① 日本国籍を有すること
- ② JWTA に登録していること
- ③ 国際テニス連盟(以下「ITF」という)に登録していること
- ④ 生年月日が 2008 年 1 月 1 日以降の選手であること
- ⑤ JWTA、ITF、WADA、JPC、JADA の規則等 (前年度以前に提出した JWTA 強化指定選手誓約書を含む) に違反していないこと
- ⑥ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること
- ⑦ 選手自身や車いすテニス競技もしくは JWTA の信用を失墜させるような振る舞いしないこと
- ⑧ ナショナルコーチやその他強化スタッフの指導に従い、競技パフォーマンスにおける目標や目的に対して前向きに取り組む意欲があること
- ⑨ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること
- ⑩ 自身の連絡先詳細 (現住所、電話番号、メールアドレスを含む) を JWTA へ提供し、密なコミュニケーションを取る意思があること
- ⑪ 選手の活動意向がナショナルチームの目標や強化方針と合致していること
- ⑫ JWTA が提示する誓約書の内容を十分に理解し、これに同意のうえ、署名および捺印する意思を有すること
- ⑬ シニア大会に参加する場合は、ITF が定めるクラス分け判定を受けていること

3. 選考に際して基準とする事項

- ① ITF Boys/Girls シングルスランキング：（2026 年度前期）2026 年 3 月 16 日付
（2026 年度後期）2026 年 9 月 14 日付
※Boys・Girls 各 2 名以内の選出
- ② 第 4 回日本車いすテニスジュニア選手権（かんぽ生命カップ 2025）での結果とパフォーマンス
- ③ （2026 年度前期）2025WTC トルコ大会での結果とパフォーマンス
（2026 年度後期）2026WTC ジュニア大会(日程・場所未定)での結果とパフォーマンス
※ただし、2026 年 9 月までに開催された場合のみ
- ④ 2025 年 4 月以降の全ての ITF 大会での結果
- ⑤ 2025 年 4 月以降の ITF Boys/Girls シングルスランキングの上昇率
- ⑥ 選手の怪我など、競技成績に影響のある事象のうち、強化育成部（ナショナルチーム）が重要と考える事象
- ⑦ JWTA あるいは JPSA 等外部団体による発掘プログラム、また、地方競技団体等から推薦があった場合、被推薦選手をトライアルとして強化合宿に招聘し、当該合宿でのパフォーマンスを選考基準とする

■最大選手数は以下とし、最大選手数よりも少ない人数を選出することができる

・男子：4 名

- (i) まず、最大 2 名を「3. 選考に際して基準となる事項」①ITF Boys シングルスランキング国内上位選手から選考する。
- (ii) 次に、「3. 選考に際して基準となる事項」①～⑥を総合的に考慮のうえ、追加で 2 名までを選考することができるものとする。
※ただし、(i)に基づき選考する人数は、2 名を下回る場合がある。また、(ii)において追加選考を行わない場合もある。

・女子：4 名

- (i) まず、最大 2 名を「3. 選考に際して基準となる事項」①ITF Girls シングルスランキング国内上位選手から選考する。
- (ii) 次に、「3. 選考に際して基準となる事項」①～⑥を総合的に考慮のうえ、追加で 2 名までを選考することができるものとする。
※ただし、(i)に基づき選考する人数は、2 名を下回る場合がある。また、(ii)において追加選考を行わない場合もある。

4. 選考の手続き

ナショナルコーチの推薦に基づき強化育成部にて協議した上で、理事会承認等必要な手続きを行う。なお、同様の手続きに基づき、強化指定期間中に選手を追加することができる

5. JWTA 次世代育成強化指定選手としての遵守事項

JWTA の次世代育成強化指定選手は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 誓約書の署名・捺印・提出及び遵守
- 指定された合宿への参加
- 指定された国際大会への出場
- 指定された当協会事業への参加協力

※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化育成部に理由を書面にて申告し、強化育成部の了解を得なければならない

- 健康など医学的状況の報告

6. JWTA 次世代育成強化指定選手の指定取消し等

JWTA は、以下に該当すると判断した場合、強化指定期間にかかわらず、倫理規程に定める懲罰処分のほか、強化指定の取消し又は資格停止等の処分を行うことができる。

- ① 上記「5. JWTA 次世代育成強化指定選手としての遵守事項」の違反
- ② 競技活動を辞めたとみなすべき事由や、明らかな練習不足など、次世代育成強化指定選手の選考時の競技力を維持出来ないとみなすべき事由の発生
- ③ 次世代育成強化指定選手から、強化指定解除の申し出があった場合

以 上